

平成26年度 公益財団法人秋田県女性会館 第5回理事会議事録

1 日 時 平成27年3月23日(月)午後1時30分から4時45分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室

3 出席者 理事現在数9名 定足数5名

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 石山 成子  
理事 中川 聖子 理事 鈴木 悠子 理事 鳥 トキエ  
理事 柴田 照子 理事 佐藤 陽子 (以上7名)  
[監事出席者] 監事 小林 章 (以上1名)

欠席者

[理事欠席者] 理事 小玉喜久子 理事 伊藤 武子 (以上2名)

4 議 題

[決議事項]

- 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館就業規則(一部改定案)について
- 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館事務局の職員について
- 第3号議案 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書(案)について
- 第4号議案 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書(案)について
- 第5号議案 平成27年度資金調達及び設備投資の見込み(案)について
- 第6号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について

[報告事項]

- (1) 代表理事、業務執行理事の職務の執行状況について  
(公益財団法人秋田県女性会館の平成26年度事業の進捗状況等)
- (2) 決議の省略の方法による平成26年度第2回評議員会について
- (3) 今後の役員候補選出の方針について(確認)
- (4) 団体交渉について
- (5) その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

[決議事項]

(1) 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館就業規則(一部改定案)について

第1号議案について、代表理事及び業務執行理事より、資料に基づく説明があった後、質疑が行われ、原案どおり出席者全員一致で承認された。

(2) 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館事務局の職員について

第2号議案について、代表理事より、資料に基づく説明があった後、質疑が行われ原案を一部変更した案が過半数の賛成で承認された。

(3) 第3号議案 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書(案)について

(4) 第4号議案 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書(案)について

第3号及び第4号議案について、業務執行理事より、資料に基づいた一括説明の後で質疑が行われ、第3号議案については原案どおり出席者全員一致で、第4号議案については、第2号議案との関連で、原案を一部変更した案が過半数の賛成で承認された。

なお、膨大なマイナス予算が続くのを少しでも食い止めるためには、事業活動収入を増やす対応が求められており、特に生涯学習講座における受講料収入を増やすために、受講者のニーズを把握した新しい企画の実施について確認した。

(5) 第5号議案 平成27年度資金調達及び設備投資の見込み(案)について

第5号議案について、業務執行理事より、資料に基づいた説明が行われた後、原案どおり出席者全員一致で承認された。

(6) 第6号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について

第6号議案について、業務執行理事より、資料に基づいた説明が行われた後、原案どおり出席者全員一致で承認された。

[報告事項]

(1) 代表理事、業務執行理事の職務の執行状況について

(公益財団法人秋田県女性会館の平成26年度事業の進捗状況等)

(1)について、代表理事及び業務執行理事より資料に基づく説明が行われた後、出席者全員に了承された。

(2) 決議の省略の方法による平成26年度第2回評議員会について

(3) 今後の役員候補選出の方針について(確認)

(2)(3)について、代表理事より決議の省略の方法による第2回評議員会の報告と、役員候補選出の日程等についてまとめて説明が行われ、出席者全員に了承された。

(4) 団体交渉について

(4)について、代表理事より3月25日(水)に行われる団体交渉の内容について説明が行われ、出席者全員に了承された。

(5) その他

平成27年度の行政財産の使用について、平成27年3月10日付けで県から許可されたことが、業務執行理事より報告された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事及び監事は次のとおり署名押印する。なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

平成27年3月30日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山万紀子



監事

小林章

